

特定秘密保護法施行への反対声明

2014年10月14日

一般社団法人日本雑誌協会 人権・言論特別委員会
一般社団法人日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

10月14日、政府は特定秘密保護法についての「政令および運用基準」を閣議決定した。同法は、12月10日より施行される予定だ。

日本雑誌協会と日本書籍出版協会は、民主党が2011年に策定した「秘密保全法案」から一貫して、同趣旨の法案に反対してきた。国家による秘密保持の強化を図るあまり、「国民の知る権利」「報道・出版の自由」を脅かすものであるからだ。

政府は「政令および運用基準」について、本年7月24日から8月24日までの1か月間、パブリックコメントを募集し、それを受けて27か所の修正を施したという。国民から寄せられた意見は、2万3820通にもおよび、同法に対する関心の高さを示した。今回のパブリックコメントは、法自体の賛否を問うものではなく、「政令および運用基準」の内容に対する意見募集であり、膨大な資料を読み込まずには提出しにくいものだった。そこには、欠陥の多い同法が少しでも適正に運用され、国民の生活や人権が脅かされないようにとの国民の願いがこもっていたはずだ。

ところが、国民の声を受けて修正したはずの「政令および運用基準」は、懸念を表明する多くの重要な指摘にも拘わらず、それらの意見はほとんど採用されておらず、期待はずれのものであった。内閣府が示した『意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方』も、政令や運用基準の表現をそのまま繰り返すものがほとんどで、国民の指摘に対する答えにはなっていない。

「国民の知る権利」については「十分尊重されるべき」と明記し、出版・報道のための「夜討ち・朝駆けや複数回にわたる接触等」も「取締りの対象」とならないよう配慮したという。だが、取材方法の可否にまで政府が言及することは、逆に、憲法で保障された「知る権利」や出版・報道のあり方を限定する結果となりかねず、雑誌や書籍の取材現場にとってとうてい受け入れがたい。

我々は、国民の指摘を無視し、「国民の知る権利」「出版・報道の自由」を脅かす危険性がある特定秘密保護法の施行にあくまでも反対する。また、同法が濫用され、国民の知るべき情報が隠匿されないよう、運用の実態をはじめ政府の動向を今後も注視していく。

以上